

保育士 就職準備金貸付制度のご案内

就職準備金貸付制度とは

本制度は、保育士資格を有しながら、保育士として勤務していない方が、保育の仕事に就職しようとするとき、就職の準備に必要な費用を貸付する制度です。



対象者 次の要件のいずれも満たしている方となります

- ① 保育士資格取得後保育士登録し、1年以上経過している方
- ② 県内の保育所等（千葉市の施設を除く）に新たに勤務する方
- ③ 保育所等退職後1年以上経過しているか、勤務経験のない方

※保育所等とは、保育所・幼稚園（預かり保育を常時実施している施設）・認定こども園・家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業・病児保育事業・一時預かり事業・企業主導型保育事業 等
※結果として週20時間以上満たさない場合には返還対象となる場合があります

- ④ 県内の保育所等に週20時間以上勤務する予定である方



貸付額 20万円以内（1回限り）

貸付の対象となる経費

参考図書購入費用、再就職時に必要な靴・鞆・被服費用、転居を伴う際の敷金・礼金、通勤用の自転車の購入費用、子どもの預け先を探す際の活動費用など…

貸付利子 無利子

連帯保証人 必要（1名）

返還免除

県内の保育所等で2年間継続して児童の保護等（保育等の業務）に従事した場合、貸付金の全額が免除となります
※他業種への転就職等の場合は返還が必要となります

申込方法 千葉県社会福祉協議会まで郵送にてお申し込みください

詳しくは、千葉県福祉人材センターホームページ内の「就職準備金貸付の手引き」をご確認ください。

お問合せ先・申込先

千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 千葉県福祉人材センター

人材確保貸付担当 TEL 043-306-7572 〒260-8508 千葉県千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター 1F <https://www.chibakenshakyo.net/>

2023.4.ver

